

社会福祉法人 優輝会
恵珠苑指定通所介護事業所（デイサービス）

恵珠苑デイサービス ご利用のしおり

令和5年1月1日改正

【ご利用の流れ】

◎お申込み方法

要支援1・2、事業対象者の方、又は要介護1～5の認定を受けた方がご利用頂けます。

ご担当の居宅介護支援専門員（ケアマネージャー）がいらっしゃる方は、ケアマネージャーを通じてお申込み下さい。お申込み後、ケアマネージャーからご連絡があります。

ケアマネージャーがいらっしゃらない方は、最寄の地域包括支援センターが介護・福祉の相談窓口になっておりますので、地域包括支援センターまでご連絡いただくか、恵珠苑デイサービスに直接お電話ください。

◎初めてご利用される場合

ご契約手続きとご面談が必要となります。事前にご都合の良い日時をケアマネージャーと調整しご連絡致します。（日曜日をご容赦ください。）

生活相談員又は、介護主任等がご自宅にお伺いし、ご面談させて頂きます。【※1時間程度お時間を頂いております。】

◎面談はご本人と、普段介護されているご家族の方がいる場合は同席していただいています。また事前に見学を希望される場合は、お問い合わせください。

◎面談では、ご自宅での様子や、どのような介護が必要なのかをご要望と併せて伺います（浴室、トイレ、台所、寝室等の写真を撮らせていただきます。※この写真は、機能訓練に役立てるためのみに使用します。）また、ご利用に際してご注意頂きたいことなどをご説明させて頂きます。

◎貴重品（多額の現金、高価な時計や装飾品など）は紛失の恐れがありますので、ご持参を控えていただくよう、ご理解、ご協力をお願い致します。

◎食べ物類（お菓子・漬物など）の持参につきましても、ご持参を控えていただくよう、ご理解、ご協力をお願い致します。食中毒の発生や、糖尿病等の疾病を促す恐れがあります。

◎キャンセルの場合

利用日当日に利用を中止した場合は、キャンセル料として食事代のみ支払うものとしします。ただし、前日までに連絡を下さった場合や、体調の急変によるやむを得ない場合についてはこの限りではございません。

※【ご利用料金・お支払について】に詳細を記載しています。

◎ご利用が難しい場合

医療的な処置が必要で、当事業所での対応範囲を超えている場合など、受け入れが困難であると判断させて頂くことがあります。また、ご利用前やご利用中に病気や怪我などで、ご本人の状態に変化があった場合も同様に、ご利用が難しい場合があります。ご利用前に体調の変化がありましたら、事前にご連絡下さい。

◎ご利用を中止させて頂く場合

・熱、下痢、嘔吐の症状がある場合。（新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス等の感染症が疑われる場合も含みます。）

※新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルスと医師より診断を受けた場合は、医師の指示が出るまで（原則7～14日）はデイサービスのご利用は控えていただきます。

また、ご本人と同居されているご家族様が罹患された場合も同様の対応とさせていただきますので、ご了承ください。

- ・病院受診の結果、医師がデイサービスのご利用継続は無理と判断した場合。
- ・病院受診の結果、点滴などの治療が必要となった場合。
- ・大声や暴力など、他のご利用者に重大な影響を及ぼす場合。

◎送迎時間について

送迎範囲：原則として長崎市内（旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町、旧三和町、旧琴海町は除く）であれば対応しております。また、ご家族の送迎などが可能であれば受け入れを行なっております。

送迎時間：お迎え⇒概ね 8：30～9：30

お送り⇒概ね 16：30～17：30

※基本的に送迎時間については事前の面談にて相談いたします。ただし送迎車とスタッフに限りがある為、ご希望に沿えない場合もございます。ご了承ください。

※渋滞などの交通事情や、悪天候の場合、送迎時間より遅れる場合があります。その際はできる限り連絡し、おおよその到着時間などをお伝えします。

※大雨・大雪時や天災時、送迎を中止または時間を変更する場合や、営業を中止する場合があります。

- ・ご家族が送迎をされる場合（時間の目安）

朝：8:30～（8:30 前のご来苑には対応できません）

夕：16:30～17:30（早まる分には問題ありません）

【事前準備】

◎持ち物について

・「持ち物一覧」をご参照下さい。また、当事業所でご用意している物もご参照下さい。※当事業所でご用意している物については、ご持参の必要はありません。

・お持物全てにお名前をご記入下さい。色が濃い衣類の場合は、白い布等を縫い付けて記名する等お願い致します。

・現金・貴重品については責任を負いかねますので、ご持参にならないようにお願いします。

当事業所でご用意しているもの（追加料金なし）

・貸出衣類（下着、靴下含む）※次回のご利用日に返却願います。

- ・タオル（入浴用）
- ・石けん、シャンプー
- ・うがいコップ

当事業所でご用意しているもの（追加料金あり）。

- ・リハビリパンツ・オムツ・パット類
 - ・処置道具（爪切り・ピンセットなど）
- ガーゼ、バンドエイドなどはご自宅よりご持参ください。

持ち物一覧	注意	貸出
連絡帳	<p>初回利用時に、連絡帳をお渡しいたします。来苑時の血圧や脈拍、検温を記入、またコメントを記入したり書類を入れる事もありますので、毎回ご確認のうえご持参願います。</p> <p>この連絡帳は、恵珠苑に到着してから中身を確認します。ご家族からのコメントに緊急性がある場合は、迎え時に直接、職員へ用件をお伝えください。</p>	×
着替え、オムツ類	入浴サービスご利	△

	<p>用の方は着替えの持参、またオムツ類（リハビリパンツ、テープ式オムツ、尿取りパットなど）使用の方は替えの持参をお願い致します。未使用の物はそのまま返却します。</p> <p>なお、苑での保管はお断りしておりますのでその都度ご持参ください。</p>	
靴	<p>外履きからの上履きに履き替えます。</p> <p>上履きは、運動靴やリハビリシューズ等履きなれた靴をご用意くださ</p>	×

	い。スリッパ等滑りやすい物をご遠慮下さい。	
内服薬、外用薬	名前をフルネームで入れて下さい。次項のお薬準備方法をご参照下さい。(頓服薬は常時連絡帳にクリップ留め等して、ご持参ください。【点眼薬、軟膏、湿布など使用も含みます。】	×
薬の説明書	薬局等でもらう「薬の説明書」、無い場合にはお薬手帳などをご持参ください。処方内容に変更があった場合は、そ	×

	<p>の都度新しい物をご用意ください。</p>	
<p>処置用品</p>	<p>皮膚の傷や褥瘡の処置に必要なガーゼ、テープなど、持参を忘れた際やお怪我をされた際に使用します。</p>	<p>△</p>
<p>保険証類</p>	<p>契約時と、保険証更新時にご用意ください。</p> <p>◎介護保険証</p> <p>◎介護保険負担割合証</p> <p>利用期間内のもの</p> <p>◎被爆者手帳（お持ちの方のみ）</p> <p>紫色のもの。</p> <p>※コピーを当事業所で保管させていただきます。</p>	<p>×</p>

【お薬準備方法】

◎ご利用日分の常用薬、頓服薬（必要な場合）をご持参下さい。

・薬は1回ごとに、分けてご用意ください。（まとめて数回分入れておくと差し上げる際に間違えてしまう可能性があります）

・それぞれにお名前、日付、いつ服用するのかご記入下さい。

・ご利用前にデイサービスの連絡帳を準備しますので、ご利用開始後はそちらの連絡帳と一緒に毎回職員へ提出して下さい。

・薬局で処方箋を出す際、「一包化」を依頼することもできます。

薬局でご相談下さい。

分包されていない場合

漢方薬や液体の薬は、袋に直接記入するか、適当な用紙に上記必要事項①～③を記入し、メモ等を貼り付けて下さい。

【例】お薬の袋に以下のように記入してください。

①〇月〇日(日付)

②昼食前・昼食後など(服薬時間)

③恵珠花子(名前フルネーム)

その他、頓服などの注意事項があればお知らせください。

【体調不良や事故時の対応】

◎ご利用前・当日の体調不良

健康状態によってご利用をお断りさせて頂く場合や、医療機関に受診をお願いし、診察結果を伺った上で判断させて頂く場合がございます。ご担当のケアマネージャーにも、生活相談員や看護師等よりご連絡させて頂きます。

◎健康状態の確認項目

- ・風邪症状、嘔吐、高熱、血圧・脈拍・呼吸の異常
- ・皮膚の赤み・ただれ、湿疹、出血、水泡、疥癬の疑い
- ・骨折の疑いがある痛み、歯痛
- ・転倒直後のご利用
- ・大声や奇声、暴力行為、徘徊など

◎ご利用中の体調変化や事故等について

当事業所では、思いもかけない事故（転倒等）に対し細心の注意を払っておりますが、デイサービスというサービスの特性上、常時の見守りは不可能となります。従いまして、ご利用中の事故等を完全に防ぐことは困難であるということにつきまして、あらかじめご理解・ご了解をお願い申し上げます。

状態の変化や上記事態が発生した場合は、ご家族様へご連絡及び

病院受診等ご相談させていただきますので、あらかじめご承知おきお願い致します。ご担当のケアマネージャーにも、生活相談員や看護師等よりご連絡させていただきます。

◎感染症について

新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス等の感染症予防やまん延防止については細心の注意を払い様々な対策を行っていますが、完全に感染防止する事は困難です。ご利用者・ご家族等におかれましても感染症予防へのご協力とご理解をお願い致します。

◎緊急連絡先について

ご利用者の健康状態などに急激な変化があった際には、時間を問わずにご家族様にご連絡させて頂いております。あらかじめ、いつでもご連絡がとれる電話番号をお知らせ下さい。

また、勤務先を含め、複数の連絡先をお知らせください。

◎病院受診について

体調変化や、環境の変化による不慮の事故等によるケガ等が発生し、かかりつけ医等への受診が必要となった場合は、原則としてご家族の付き添い及びお支払等の対応頂いておりますので、あらかじめご理解・ご協力をお願い致します。（迅速な対応が困難な

場合は、他に対応が可能なご家族へご相談し依頼願います。ご家族付き添い等の対応ができない、もしくはご連絡が取れない場合、取り急ぎ当事業所にて受診対応を行いますが、病院到着後40分を超える付き添いの場合、付き添い料金をご負担いただくこととなります。）

◎デイサービスは、在宅サービスの一つであり、日常生活上必要となる援助（生活の為の援助）を提供するサービスです。医療的なサービスの提供は、当事業所ではできません。医療を必要とする事態が発生した場合は、外部の機関（病院等）へ受診をして頂くようになります。

◎ご家族様の対応をお願いする理由

ご利用者に医療的な処置（緊急手術等）や、入院などが必要となり、医師や病院より判断を求められた場合、ご家族でなければ判断ができないためです。

・付き添い料（ご家族様が付き添いが出来ない場合）

病院到着後40分を超える場合2,000円

以降20分毎1,000円

※ただし、病院到着後40分以内にご家族が対応できる場合はご負担いたしません。

【ご利用にあたってのリスク説明】

◎ご利用者が快適な生活を過ごされますように、安全な環境づくりに努めておりますが、ご利用者の身体状況や認知症状、疾病等による様々な原因により、下記の危険性が伴うことを充分にご理解頂きますようお願い申し上げます。職員配置は国の基準を満たしておりますが、ご利用者お一人おひとりを常時見守ることは困難なことを合わせてご了承ください。

◎送迎車の運転については定期的に交通安全の勉強会を実施し、十分に注意をして安全運転に努めていますが、後方からの追突事故など防げない事故もあります。

◎当事業所はご自宅より床材が硬く、広い空間の中、安全につかまれる場所も限られています。歩行時の転倒、ベッドや車いすからの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷されることがあります。

◎当事業所では身体拘束を行わないことから、認知症の方などは、転倒・転落による事故の可能性が高くなることがあります。

◎高齢者の骨はもろく、椅子に座るなどの日常生活上での対応でも容易に骨折する恐れがあります。

◎高齢者の皮膚は薄く、血管はもろいため、着替えなどの日常生活上の介護による少しの摩擦や接触により表皮剥離や皮下出血が生じやすい状態にあります。

◎ご利用者に合わせた食事形態にて提供させていただきますが、加齢や認知症の症状・疾病により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥（誤飲・窒息）の可能性があります。

◎高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変される場合もあります。

◎風邪や消化器系、皮膚疾患等の感染症について、一定の予防策を講じておりますが、感染の可能性はご自宅より高まります。

◎上記の内容は一部であり、ご利用者ごとの身体・認知症等の状況及び内服薬の影響などから予測されるリスクについてはご自宅でも起こりうる事ですので、充分ご留意いただき、ご理解ください。

【ご利用料金・お支払について】

◎ご利用料金概算（1日あたりの金額）2023年1月1日現在

恵珠苑デイサービスは、通常規模型＜7時間以上8時間未満＞		
1日の単位【要介護1～5】 1日の自己負担の目安【要介護1～5】 1カ月の単位【要支援1・2】 1カ月の自己負担の目安【要支援1・2】※		
要介護1	655単位の1割	665円
要介護2	773単位の1割	784円
要介護3	896単位の1割	909円
要介護4	1,018単位の1割	1,033円
要介護5	1,142単位の1割	1,158円
要支援1	1,672単位の1割	1,696円
要支援2	3,428単位の1割	3,476円

※第1号通所型サービス事業として、事業対象者・要支援1・要支援2の認定の方が対象となります。

※事業対象者の認定の方は、要支援1・2が目安となります。

事業対象者で週1回ご利用の場合は、要支援1の料金

事業対象者で週2回ご利用の場合は、要支援2の料金

◎加算料金

1日の単位【要介護1～5】 1カ月の単位【要支援1・2】	1日の自己負担の目安【要介護1～5】 1カ月の自己負担の目安【要支援1・2】	
入浴介助加算Ⅰ【要介護】	40単位	41円
入浴介助加算Ⅱ【要介護】	55単位	56円
個別機能訓練加算Ⅰイ【要介護】	56単位	57円

個別機能訓練加算Ⅰ□【要介護】	85単位	87円
個別機能訓練加算Ⅱ①【要介護】	20単位	21円
ADL維持等加算Ⅰ②【要介護】	30単位	31円
ADL維持等加算Ⅱ③【要介護】	60単位	61円
科学的介護推進体制加算④【要介護】	40単位	41円
サービス提供体制加算Ⅰ【要介護】	22単位	23円
運動器機能向上加算⑤【要支援】	225単位	229円
事業所評価加算⑥【要支援】	120単位	122円
科学的介護推進体制加算⑦【要支援】	40単位	41円
サービス提供体制加算Ⅰ⑧【要支援1】	88単位	90円
サービス提供体制加算Ⅰ⑨【要支援2】	176単位	179円

※事業対象者の認定の方は、要支援1・2が目安となります。

上記以外に、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）…5.9% 介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）…1.2% 介護職員等ベースアップ等支援加算…1.1%が要支援者・要介護者ともに所定単位数が算定されます。

この他、要介護1～5の認定の方は、感染症や災害の影響により、利用者数が減少した場合、状況に即した安定的なサービスを提供可能とする観点から、基本料金に3%の負担が発生します。

要介護①②③④についてはひと月の加算になります。

要支援⑤⑥⑦⑧⑨についてはひと月の加算になります。

※事業対象者の方は、週1回程度であれば要支援1の単位、週2回程度であれば要支援2の単位を算定します。

※1単位につき、10.14円の計算となります。

※端数調整により実際の請求金額と相違することがあります。

◎その他の料金

- ・食材料費（昼食費・おやつ代・お茶代他）1日650円
- ・リハビリパンツ、テープ式オムツ1枚120円
- ・尿取りパット1枚20円
- ・マスク1枚10円
- ・事業実施地域外の送迎、通常事業の実施地域を越えるところから実費相当額（1km100円として算定）
- ・第1号通所型サービスの規定回数を超えて利用する場合、1回2,000円が掛かります。

食事の提供に要する費用以外は全て課税対象となり、表示価格は税込みとなります。

※2015年度の介護保険改正により、8月から介護保険2割負担の対象者は、基本料金及び加算料金に示す額の2倍の負担額となります。平成30年8月からは3割も追加となります。【※利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額となります。】

◎キャンセル料金について

項目	金額
(1) ご利用日の前日夜 9:00 までにご連絡をいただいた場合 (日・祝日問いません)	かかりません
(2) 上記の時間までに連絡がなく、利用日当日の利用を中止した場合	650 円

※欠席の連絡は必ず恵珠苑デイサービス

(電話：095-828-1332) までお願いします。

◎お支払方法について

原則として、当事業所が指定する方法

【十八親和銀行 口座引き落としサービスのご利用】

【十八親和銀行 思案橋支店 普通預金 159419) へお振込み】、または、直接当事業所にてお支払となります。

サービス利用月の翌月中旬(10日前後)に、ご自宅にご利用請求書を郵送またはデイサービス利用時に利用者本人にお渡し致します。内容をご確認のうえ、お支払ください。※ご本人のご自宅以外に郵送を希望される場合は、事前にお知らせください。

内訳・・・介護保険1割負担分(または2割・3割負担分)＋食費
・介護保険1割負担分(または2割・3割負担分)に含まれる、加算料金については、介護職員の勤務配置・介護福祉士の資格の有無や、デイサービスの1年間の実績数により変動が生ずる場合が

あります。

- ・端数調整により実際の請求金額と相違することがあります。

◎ 1日の流れについて

恵珠苑デイサービスの1日の流れ（一例）		
時刻	内容	詳細
8:30	お迎え	スタッフがご自宅まで車でお迎えに伺います。
9:00	恵珠苑に到着後はゆっくりお茶を飲んだり、お話しをしてお過ごし頂きます。血・体温の測定(バイタルチェック)を行います。	
10:00	朝の会・ラジオ体操	今日の予定を確認します。
10:30	個別機能訓練(リハビリ)	体操で全身の筋肉をほぐしましょう。また、機能訓練指導員による小グループまたは、個別での生活動作訓練を行います。
または入浴	午前入浴のない方は、リハビリの時間となります。	

	<p>・ご自宅での生活機能向上を目指しています</p>	
10:30	<p>☆入浴をご利用される場合は、この時間に入浴 できます。（一般浴・シャワー浴のいずれか、 ご状態に合わせて入浴できます）</p>	
11:40	<p>口腔ケア</p>	<p>全員で口腔体操、パ・ タ・カ・ラの発声訓練 をします。おいしく食 事を食べる準備をし ます。</p>
12:00	<p>昼食食後の休憩</p>	<p>栄養バランスの整っ たおいしいお食事を お召し上がりいただ けます。食後はお話を したり、テレビをご覧 頂いたり、お疲れの方 はベッドに横になる こともできます。食事 形態(お粥や刻み食な ど)のご要望にお応え します。 ご相談下さい。</p>

13:30	個別機能訓練(リハビリ)	体操で全身の筋肉をほぐしましょう。また、機能訓練指導員による小グループまたは、個別での生活動作訓練を行います。
13:30	趣味活動または午後入浴の開始	
15:30	お茶とおやつ	お帰りの前に、お茶とお菓子をお召し上がりいただけます。
16:00	レクリエーション・ヨガ	ヨガ体操を実施します。お帰り前にリフレッシュのひと時を。
16:45	お送り	スタッフがご自宅までお送りいたします。今日の出来事を振り返りながら楽しくドライブ。

・サービス内容一覧・

サービス内容	詳細	追加料金	事前予約
介護	通所介護サービス計画に沿って、必要に応じた介護を行います。食事介助、入浴介助、排泄介助、おむつ交換、着替え介助、口腔ケア、移動介助、移乗介助、認知症状へのケア等	×	事前にご相談下さい
グループ体操	午前、午後と実施しているグループ体操は、機能訓練指導員が担当します。	×	当日可

レクリエーション	レクリエーション・趣味活動は毎日、行事・クラブ活動等は毎日ご用意しておりますが、ご利用期間中に行われるものにご参加頂けます。	×	当日可
健康管理	医療的処置等必要な方は事前にご相談下さい。(処置道具は持参ください) ※血圧測定について 来苑時に血圧測定、脈拍測定、検温を行い	×	事前にご相談下さい

	<p>ます。その際特に異常がなければその後の測定は行っておりません。必要に応じての測定となります。</p>		
生活相談	<p>施設での生活上の様々なご相談をはじめとし、地域の社会資源や利用できるサービスのご紹介等についてご相談頂けます。</p>	×	当日可
売店	<p>一階に飲料自動販売機があります。 パン屋等、移動</p>	実費	不要

	販売の訪問が不定期にありますので、そちらもご利用頂けます。		
事業所内行事	基本的には年間の行事予定表に沿って外出行事、苑内行事(春・桜見物、夏・夏祭り、秋・文化祭、冬・忘年会等)にご参加頂けます。その都度チラシ等でお知らせしています。	×	不定期開催

その他、注意事項等

◎喫煙について

防災の関係上、恵珠苑施設内での喫煙はご遠慮頂いております。ご利用者様、ご面会者様ともに、喫煙はご遠慮下さい。ライター、マッチ等をご持参された場合、お預かりさせていただきます。タバコについても、お預かりさせて頂く場合があります。

◎入浴について

営業日毎に入浴を実施しています。

入浴方法（シャワー浴、機械浴）や当日のご利用者数に応じて、入浴の待ち時間が異なります。

ご利用者本人により、入浴拒否がある場合、当日の体調等により、ご入浴を控えたほうがよいと判断した場合、入浴方法を変更し、入浴を中止、または清拭対応をさせて頂く場合がありますので、あらかじめご了解をお願いします。

男性ご利用者・女性ご利用者問わず、男性並びに女性職員が入浴介助を行います。あらかじめご了承ください。

◎食事について

咀嚼や嚥下状態により、適したお食事を召し上がって頂きます。

主食：常食、粥、流動粥

副食：普通菜、粗刻み（一口大）、小刻み、ソフト食、流動食

水分：むせ込みのある方には、トロミ剤を使用します。（必要な方は持参して頂いております）

- ・食物アレルギーがある方は事前にお申し出ください。
- ・お薬の飲み合わせによっては、お薬の効果を増幅させるもの、減少させるものがあります。お薬につきましても、事前にお申し出ください。

◎契約の解除について

●ご利用者は、事業者に対して、7日間の予告期間をおいて、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

ただし、ご利用者の病状及び急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも、この契約を解約することができます。

●事業者は、やむを得ない事情がある場合は、ご利用者に対して、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

●次の事由に該当した場合、ご利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- (2) 事業者が、守秘義務に反した場合。

(3) 事業者が、利用者及びその家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合。

●次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1) ご利用者が、介護保険施設に入所した場合。

(2) ご利用者の要介護認定並びに要支援認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。

(3) ご利用者が、死亡した場合もしくは被保険者資格を喪失した場合。

◎事業者からの契約解除について

●次の事由に該当した場合、事業者は、ご利用者に対して、文書で通知することにより、直ちに本契約を解除することができます。

(1)ご利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく、3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日間以内に支払われない場合。

(2)ご利用者が、正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、またはご利用者の入院もしくは病気等により、1ヶ月以上にわたってサービスがご利用できない状態であることが明らかになった場合。

(3)ご利用者またはそのご家族等が、事業者及びサービス従事者または他のご利用者に対して、生命・身体・精神・財産・信用等を

傷付け、この契約を継続し難いほどの重大な不信行為を行った場合。

(4) やむを得ない事情により、事業所を閉鎖又は縮小する場合。

◎ご相談・お問合せは

社会福祉法人 優輝会 恵珠苑指定通所介護事業所

〒851-0251 長崎県長崎市田上2丁目15番12号

TEL：095-828-1332

FAX：095-828-0884

E-mail：dei@yuukikai.jp

ホームページ：<http://yuukikai.jp>

営業日：月～土曜日

休業日：日曜日、8月15日（お盆）

12月30日～翌年1月3日まで

提供時間：概ね午前9:00～午後17:00まで

（基本的に7時間～8時間の範囲のサービスとなります）

■交通案内

長崎バス 田上バス停下車徒歩10分